

農林水産大臣の「サルの検査場所」指定要領

I 趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という）第 55 条第 4 項ただし書の規定に基づき、特別の理由があるときは、農林水産大臣が指定する、動物検疫所又は飛行場以外の場所で、指定動物（サル）の検査を行うことができる。当該検査場所の指定にあたっては、本要領及び「動物検疫所長への決裁委任事項に係る事務処理基準について」（平成 17 年 12 月 15 日付け 17 動検第 955 号）に定めるところによるほか、「電子情報処理組織による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成 15 年 4 月 21 日付け 15 動検第 138 号）に基づき電子情報処理組織により実施できることとする。

II 略語及び用語の定義

- 1 「決裁委任事務処理基準」：動物検疫所長への決裁委任事項に係る事務処理基準について（平成 17 年 12 月 15 日付け 17 動検第 955 号）の別紙 4
- 2 「指定検査場所」：法第 55 条第 4 項のただし書きに規定された農林水産大臣の指定する、動物検疫所又は港若しくは飛行場内の家畜防疫官指定場所以外の検査場所
- 3 「検査場所の指定を受けた者」：農林水産大臣から検査場所の指定を受けた（ている）者
- 4 「検疫責任者」：指定検査場所の検疫現場における管理責任者
- 5 「係留担当支所」：サルの係留検査を担当する支所（支所の係留検査担当区域は別紙 1 のとおり。）
- 6 「係留担当支所長」：係留担当支所の支所長
- 7 「輸入港支所長」：輸入港到着時の検査を担当する支所の支所長
- 8 「管轄保健所長」：係留検査場所の所在地を管轄する保健所長
- 9 「感染性廃棄物処理マニュアル」：感染性廃棄物の適正処理について（平成 16 年 3 月 16 日付け環産産発 040316001 号 別添「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」感染性廃棄物処理対策検討会）
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=5741&hou_id=4791
- 10 「検疫要領」：指定動物（サル）の輸入検疫要領（平成 19 年 4 月 16 日付け 18 動検第 1347 号）
- 11 「検査指針」：サルのエボラ出血熱及びマールブルグ病の検査指針（平成 19 年 4 月 16 日付け 18 動検第 1347 号）

- 1 2 「指定要領」：農林水産大臣の「サルの検査場所」指定要領（平成19年4月16日付け18動検第1347号）
- 1 3 「防疫要領」：エボラ出血熱及びマールブルグ病防疫実施要領（平成19年4月16日付け18動検第1347号）
- 1 4 「サルの輸入検疫実務要領」：検疫要領、検査指針、指定要領及び防疫要領
- 1 5 「同一ロットのサル」：出国検疫施設で同一検疫単位として係留検査されたサル、又は同一航空機で到着したサル
- 1 6 「同一検疫単位のサル」：物理的にまた飼育管理上、他のサルから隔離した状態で一定期間（通常30日間）係留検査する一群のサル。原則、前室を個別に有する係留室を最小の単位とする。同一係留室には、同一ロットのサルのみを収容する。
- 1 7 「手順書」：検疫要領の別紙2に規定するサルの検疫標準作業手順書

Ⅲ 指定に関する実務

1 指定のための手続

(1) 申請書の提出

検査場所の指定を受けようとする者（以下「申請者」という）は、本要領に規定する検査場所の指定基準及びサルの輸入検疫実務要領の内容を充分把握した上で、申請手続きを開始する。

申請者は、輸入の都度、サルが到着する30日前までに「サルの検査場所指定申請書」（別記様式第1号）、「誓約書」（別記様式第2号）及び添付書類1式を、指定を受けようとする検査場所の所在地を管轄する係留担当支所長（別紙1）に提出する。

ただし既に指定を受けた検査場所において指定期間中にサルを輸入する場合は、輸入の都度、申請書の提出は要しない。

(2) 検査場所の審査

係留担当支所長は、申請書を受理したときは家畜防疫官に書類審査及び現地調査を行わせる。現地調査は、指定を受けようとする検査場所における農林水産大臣の「サルの検査場所」指定基準（別添）の具備状況について行う。

(3) 指令書の交付

係留担当支所長は、上記1の(2)の審査の結果、検査場所として指定して差し支えないと認めるときは、申請者に「検査場所の指定を受けた者の責務（指示事項）」（別紙2）を付して指令書を交付する。

(4) 検査場所の指定期間

検査場所の指定は、検査場所における輸入検査の都度行うこととするが、サルの輸入を継続して行う場合で、検査場所が別添の指定基準及び別紙2の指示事項について継続的に、かつ、確実に適合する場合は、当該場所を指定の日から12ヶ月以内に輸入されるサルの検査場所として指定できる。

(5) 指定の報告

指令書の交付を行った係留担当支所長は、動物検疫所長及び輸入港支所長にその旨を報告するとともに、管轄保健所長に、「指定動物（サル）の検査場所の指定について」（別記様式第3号）を通知する。

2 申請事項の変更手続

- (1) 検査場所の指定を受けた者は、当該検査場所指定に係る申請事項を変更するときは、あらかじめ係留担当支所長に変更内容を届け出る。農林水産大臣の指令書に係る検査場所の申請事項を変更する場合は、「検査場所指定に係る申請事項の変更届出書」（別記様式第4号）を提出する。
- (2) 係留担当支所長は、当該届出を受理したときは、家畜防疫官に書類審査及び現地調査（必要と認める場合に限る）を行わせ、審査の結果、当該変更を承認しても差し支えないと認めた場合は、申請者に対しその旨、通知する。指令書に係る変更内容を承認する場合は、指令書を交付するとともに、1の(5)に準じて報告を行う。
- (3) 「検査場所指定に係る申請事項の変更届出書」に係る指令書の交付を受けた者は、先に交付を受けた指令書を速やかに係留担当支所長に返納する。

3 検査場所の施設の増改築

- (1) 検査場所の指定を受けた者は、施設の増改築を行うときは、事前に係留担当支所長に届け出るとともに、施設の設計図と増改築の工事計画書を提出する。
- (2) 届出を受けた係留担当支所長は、検査場所の指定を受けた者に対して、工事期間中の指定の効力の停止、その他必要な指示を行う。
- (3) 係留担当支所長は、増改築を終了した旨の報告を受けたら、1の(2)に準じて現地調査を行い、工事の完工を確認する。
- (4) 検査場所の指定を受けた者は、当該増改築により、当該検査場所指定に係る申請事項に変更が生じた場合は、前記2に準じて申請事項の変更の手続きを行う。

4 検査場所の継続指定手続

- (1) 指定期間終了後も同一検査場所において、継続してサルの係留検査を実施しようとする者は、指定期間の満了する 30 日前又は満了後、初回の係留検査予定の「指定動物（サル）の輸入に関する届出書」が提出される日のいずれか早い期日までに「サルの検査場所継続指定申請書」（別記様式第 5 号）1 部及び前回申請時の添付書類に変更がある場合は、変更する書類を係留担当支所長に提出する。
- (2) 係留担当支所長は、継続指定申請書を受理したときは、家畜防疫官に書類審査及び現地調査（現地調査は原則として毎回実施する）を行わせ、審査の結果、検査場所として指定して差し支えないと認めた場合は、申請者に指令書を交付する。

5 検査場所の指定の取消し又は指定の効力の停止

- (1) 係留担当支所長は、検査場所が次のいずれかに該当することにより、サルの係留検査を行う場所として適当でないと認めた場合は、検査場所の指定を取消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。
 - ア 検査場所が指定基準に合致しなくなった場合
 - イ 検査場所又はその周辺にエボラ出血熱、マールブルグ病、その他のサルの感染症が発生し、係留検査の実施に支障があると認められる場合（効力の停止）
 - ウ 検査場所の指定を受けた者が指示事項の遵守を怠り、係留検査の実施に支障があると認められる場合
 - エ その他の事由により、検査場所における係留検査の実施に支障があると認められる場合
 - オ 増改築の場合は、変更にかかる工事を実施する期間（効力の停止）
- (2) 検査場所の指定取消又は指定の効力を停止したときには、係留担当支所長は、動物検疫所長及びサルの輸入港支所長にその旨を報告する。指定を取消した場合は、管轄保健所長にその旨通知する。
- (3) 検査場所の指定の取消を受けた者は、先に受けた指令書を係留担当支所長に速やかに返納する。

(別紙1)

支所が担当する検査場所の所在他の区域

担当支所	担 当 区 域
成田支所	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、山梨県
関西空港支所	長野県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(決裁委任事務処理基準の別紙4の第2項の支所長の権限区域と一致)

(別紙2)

検査場所の指定を受けた者の責務（指示事項）

- 1 家畜防疫官の係留検査に係る指示事項を遵守すること。
- 2 サルの輸入検疫実務要領及び検査場所指定申請に係る誓約書の誓約事項を遵守すること。
- 3 輸入者との連絡を密にし、輸入サルの到着予定日、輸入頭数等必要事項を常に把握するとともに係留検査が円滑に実施できるよう準備を行うこと。
- 4 検査場所の指定の際に動物検疫所長が交付する検査場所の指定に関する「表示書」を検疫施設の入口に掲示すること。
- 5 検査場所の指定期間が終了した後は直ちに、当該検査場所の指定に関する農林水産大臣の指令書を返納すること。
- 6 サルの検査場所指定申請に係る関係書類1式を適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合には提示するとともに、内容の変更については予め申請事項の変更を届け出ること。
- 7 検査場所の継続指定に当たっては、当該場所の施設及び検疫手順が、先の指定に当たって提出した申請書類に従い実行されていることを再点検した上で、申請すること。
- 8 その他指定に係る指示事項（必要に応じて記入又は削除すること）

平成 年 月 日

農林水産大臣

殿

申請者住所

氏 名

印

サルの検査場所指定申請書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 55 条第 4 項ただし書きの規定に基づき、下記 1 の場所を検査場所として指定願いたく関係書類及び誓約書を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 検疫施設の内容（棟ごとの面積及び収容可能頭数並びにこれらの合計）
 - ア 係留室の数
 - イ 係留室の面積
 - ウ 収容可能頭数
 - エ その他
- (4) 検疫責任者氏名
- (5) 獣医師氏名

2 輸入計画

- (1) サルの種類、用途、仕出国
- (2) 輸入予定年月日
- (3) 輸入予定頭数
- (4) 輸入者
- (5) 仕向け先（指定飼育施設）の所在地及び名称

3 上記 2 のサルの輸入検査を成田又は関西国際空港以外の場所で受ける事由

4 添付書類

- (1) 申請場所の周辺図及び全面図^{注1}
- (2) 検疫施設の見取り図（立面図、平面図）、給排水図、給排気図、動線図^{注2}及び設計図
- (3) 申請場所の周辺、施設の外見及び中の写真^{注3}
- (4) 標準作業手順書

記入注意）氏名を自署する場合には押印を省略することができる。

注 1 全面図は検疫施設及び敷地内の付帯施設を図示

注 2 動線図は作業員、動物、物品（例 飼料、薬品、器具、資材）の出入及び汚物（糞便等の固形排出物、医療廃棄物、一般ゴミ、死体、輸送ケージ）の搬出を示す

注 3 動線図を説明するもの。4 の(1)～(2)の平面図で撮影場所（方向）を図示

サルの検査場所指定申請に係る誓約書

農林水産大臣 殿

平成 年 月 日に提出したサルの検査場所指定申請に係るサルの係留検査について、指定期間中は、指定基準の申請者の責務を堅く守ります。また、検疫責任者及び担当獣医師にもその責務を守らせます。遵守できなかった場合、指定の取消又はその効力を停止されることについて不服を申し立てません。

上記事項を堅く守ることをここに誓約致します。

申請者

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

記入注意) 氏名を自署する場合には押印を省略することができる。

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所
氏 名

印

検査場所指定に係る申請事項の変更届出書

平成 年 月 日交付を受けた農林水産大臣の指令書に係る検査場所の申請事項を下記のとおり変更したいので届け出します。

記

1 指定年月日及び指定番号

2 指定期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

3 変更内容

4 その他

記入注意:氏名を自署する場合には押印を省略することができる。

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所

氏 名

印

サルの検査場所継続指定申請書

平成 年 月 日付け農林水産省 動検 第 号により農林水産大臣から指定を受けた下記の場所について、継続して指定を受けたいので申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 検査施設の内容（棟ごとの面積及び収容可能頭数並びにこれらの合計）
 - ア 係留室の数
 - イ 係留室の面積
 - ウ 収容可能頭数
 - エ その他
- (4) 検査責任者氏名
- (5) 獣医師氏名

2 輸入計画

- (1) サルの種類、用途、仕出国
- (2) 輸入予定年月日
- (3) 輸入予定頭数
- (4) 輸入者
- (5) 仕向け先（指定飼育施設）の所在地及び名称

3 上記2のサルの輸入検査を成田又は関西国際空港以外の場所で受ける事由

4 添付書類の変更の有無（ 有 ・ 無 ）

有る場合は、変更する内容 及び 添付書類名

5 標準作業手順書の内容の最終確認日 年 月 日

記入注意:氏名を自署する場合には押印を省略することができる。

(別添)

農林水産大臣の「サルの検査場所」指定基準

法第54条に規定する指定動物（サル）を同法第55条第4項ただし書の規定に基づき農林水産大臣が指定する検査場所の基準及び指定を受けた者の責務は次のとおりとする。

なお、検査予定のサルが試験又は研究用である場合、検査施設の設計に当たっては、本基準のほか、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（2006年6月1日、日本学術会議）の実験動物の飼養及び保管並びに施設等に関する指針を参考とする。

1 検査場所の所在地

検査場所の所在地は、係留担当支所から日帰りの行程（航空機を利用する場合を含む）で所定の業務を完了することができる地域内とする。

2 検査場所の構造及び設備の基準

検査場所とは係留検査を実施する立入制限された検査施設のことをいう。入口には、交付された表示書に加え、立入制限された輸入サルの検査施設であること、かつ、検査責任者の氏名及び緊急連絡先を標示する。

(1) 施設の構造

ア 囲障、外壁、隔壁により外部から隔離され、サルの逃亡防止対策、関係者以外が侵入できない保安対策及び節足動物、齧歯類等の野生動物の防除対策が講じられていること。建築物は燻蒸消毒できるよう気密を保持できる構造とし、独立の建物が望ましいが建物の一部に設けることもできる。

イ 検査施設内は、サルを係留し、人の着衣標準を規定する「検査区域」及び検査区域に隣接し、入出者を管理でき、機械管理室、飼料・物品庫、廃棄物焼却場等検査を目的とする付帯設備を有する「検査付帯区域」、さらに検査施設外であって当該施設と同一所有区分の敷地内または敷地外の「一般区域」を明確に区分する。

ウ 検査施設は次の（ア）～（サ）の部屋及び場所並びに（チ）及び（ツ）の付帯設備を有すること。次の（シ）～（セ）は有することが望ましい。

検査区域：

（ア）「収容ケージ」

（イ）「係留室」

- (ウ) 「診察場所」
- (エ) 「前室」
- (オ) 「清浄廊下」：係留室が複数ある場合。
- (カ) 「シャワー室」及び「更衣室」
- (キ) 「滅菌場所」及び「消毒場所」：器具、着衣等の消毒、滅菌のため
- (ク) 「冷蔵・冷凍・常温保管場所」：死体、検査材料保存用
- (ケ) 「検体処理場所又は検査室」
- (コ) 「解剖場所」
- (サ) 「受入室」、及び「積替室」又は「検収室」：搬入時、係留室外で輸送箱と収容ケージ間のサルの移し替え又は検収作業を行う場合に設置。ただし、外部からの扉を施錠することにより、サルの逃亡防止が図られるとみなせる場合は、「受入室」と「積替室」又は「検収室」を兼用とすることができる。
- (シ) 「隔離室」
- (ス) 「パスボックス（又はエアロック室）」：物品の搬入・搬出を行うため。
- (セ) 「後室」又は「汚染廊下」：人の動線を一方向性とするため。
- (ソ) 「搬出室」：サルの動線を一方向性とするため。
- (タ) 「搬出用積替室」：係留室外で収容ケージから輸送箱への積替えを行う場合、搬出室の手前に設ける。搬出室の扉を施錠することで、「搬出室」と「搬出用積替室」を兼用することができる。

検疫施設の付帯設備：

- (チ) 「廃棄物焼却場所」又は「廃棄物保管場所」

また、上記（ク）～（コ）の場所については、保安、感染防御、封じ込めの各観点からより安全に運用することができる設備を有する場合に限り、検疫付帯区域又は検疫施設と同一所有区分の敷地内の一般区域に付帯設備として指定することができる。

- (ツ) 「排水処理設備」

エ 検疫施設の部屋の配置は次のとおりとする。

- (ア) 人の動線を次のとおり確保できる配置

- ① 「検疫付帯区域更衣室（又は区画）」（一般服を脱衣。検疫区域専用着着衣）→（係留室が複数ある場合は、「清浄廊下」→）「前室」（外装着衣）→「係留室」→「前室」（外装脱衣）→（「清浄廊下」→）「検疫区域更衣室」（専用着脱衣）→「シャワー室」→「検疫付帯区域更衣室」

② 人の動線を一方向とするため「後室」又は「汚染廊下」を有している場合は、係留室の外装のまま検疫区域更衣室で脱衣可とする。

「検疫付帯区域更衣室（又は区画）」（一般服を脱衣。検疫区域専用着着衣）→、「清浄廊下」→「前室」（外装着衣）→「係留室」→「後室」（外装脱衣）→「汚染廊下」→「検疫区域更衣室」（専用着脱衣）→「シャワー室」→「検疫付帯区域更衣室」（一般着着衣）

(イ) サルの搬入及び搬出経路は一方向であることが望ましい。搬入及び搬出路が同じ場合は、搬入するサルが搬出するサルを交差汚染しないよう搬出入手順及び清掃・消毒手順を手順書に明記する。上記②の構造の場合は、人の動線と反対の「汚染廊下」側からサルを係留室に搬入し、健康なサルを「清浄廊下」側から搬出する。

(2) 施設及び設備の基準

ア 検疫区域の各室及び廊下は次の基準を満たすこと。なお、次の（ア）逃亡防止及び（イ）清掃、消毒の基準は収容ケージにも適用する。

（ア） 逃亡防止

サルの習性を考慮した逃亡防止のための構造又は設備を有し、出入扉は施錠できること。サルの種類によっては、扉の強化、格子窓の設置など保安対策をとる。

（イ） 清掃、消毒

清掃が容易で、床、側壁、天井、出入扉は洗浄、消毒できること。また、これらの材質は耐水性、不浸透性であることが望ましく、床は排水が溜まらない構造とすること。

（ウ） 給水

洗浄用等の給水のための設備を有すること。

（エ） 排水

排水のための設備を有し、汚水の逆流を防止できる構造とすること。

（オ） シーリングと給排気

- ① 窓は原則閉切り機械換気とする。このため温度、湿度及び換気を調節する設備を有し、停電等の事故の際も作動できるよう設計する。
- ② 係留室の空気が隣室に逆流しないよう風向を維持すること。風向はモニターできること。
- ③ 原則として、係留室からの排出空気はHEPA フィルター濾過してから排出すること。外部への排気口が人の通路となりうる建物の側面若しくは居住する建物に面して設置されず、かつ、施設の保守管理に従事する者

への感染防御対策がなされることを家畜防疫官が確認できる場合を除く。

- ④ HEPA フィルターは年1回以上、定期的に点検・維持し、記録は10年保管すること。
- ⑤ 部屋毎に空気の差圧を設定する場合は、係留室、積替室、隔離室、解剖室等、サルが一定期間所在する又はサルの検査材料を取扱う部屋を最も陰圧にし、未濾過の排気が建物内の他の部屋に再循環しないよう風向に配慮する。又、床の排水路は常に水か消毒液が充填されている状態にする。
- ⑥ 床、側壁、天井、出入扉及び窓の隙間はシールする。

イ 各室、場所及び設備の基準

(ア) 「収容ケージ」：サルを個別に係留するための移動式あるいは固定式のケージ

- ① 外から容易に観察でき、清掃し易い構造であること。
- ② サルは原則として1ケージに1頭ずつ収容すること。ただし、サルの種類、年齢から環境順化に不可欠な場合は複数頭を収容することができる。
- ③ 収容予定のサルの生理、生態、習性に応じた十分な面積、高さ、適正な構造を有すること。
- ④ 保定するための挟体装置を有すること。ただし、他に保定の手段がある場合は、この限りではない。
- ⑤ 同一ケージに収容されているサル以外のサルとは、接触できない構造及び配置とすること。
- ⑥ 係留室内で片側のケージの作業中、背後のケージに収容されているサルから接触される等、危険を伴うことなく人が作業できる空間を確保すること。

(イ) 「係留室」：収容ケージを設置し、係留中のサルを収容する部屋。

- ① 室内には診察場所を確保する
- ② 入室する際、窓越しに係留室内のサルが観察できる構造とする
- ③ 係留室内が昇圧しないように換気システムを設計する
- ④ 飲用給水設備を有する
- ⑤ 室内の温度、湿度、換気状態をモニターする設備を有すること。また、サルに過剰なストレスがかからないよう広さ、温度、湿度、換気、照度、景観を保持するとともに、必要な臭気・騒音対策を講じて適切な飼育環境の確保に配慮する。

- ⑥ 扉は内開きで、自動閉鎖式であることが望ましい。
- (ウ) 「診察場所」：臨床検査、検査材料の採取、獣医師による診療等の処置を行う場所。係留室内の診療場所に診察台を確保する。
- (エ) 「前室」：サルの逃亡防止及び係留室での作業の準備をするための部屋。
- ① 係留室入室時の着衣確認のため、鏡が設置してあることが望ましい。
 - ② 後室がない場合は、係留室専用の外装（長靴含む）を脱衣し、手指消毒する区域と設備を有すること。
 - ③ 清浄廊下との間の扉はエアロック式であることが望ましい。
- (オ) 「清浄廊下」：更衣室から各「前室」に通じる共有廊下をいう。
- (カ) 「シャワー室」及び「更衣室」：
- ① シャワー室は検疫区域に隣接して設置されていること。検疫区域及び検疫付帯区域の両側に更衣室がある構造が望ましい。
 - ② 更衣室とは、検疫区域専用着（靴下を含む）に更衣するための部屋をいう。一般服及び専用着を着脱する更衣室（又は区画）は別にする
- こと。
- (キ) 「滅菌場所」及び「消毒場所」：
- ① 滅菌場所とは、係留室から生じる廃棄物、サル由来又はこれに汚染された可能性のある感染性廃棄物及び再利用物品を滅菌するための加熱又は高圧加熱蒸気滅菌器のある場所（区画）をいう。滅菌器は手順書に規定される定期点検、始業時点検と整備を励行する。
 - ② 消毒場所とは、検疫中に使用した器具、着衣等の物品を適切に消毒する場所をいう。
- (ク) 「冷蔵・冷凍・常温保管場所」：検疫中に死亡したサル又はサルから採取した検査材料、汚物等を一時的に蔵置する場所をいう。冷蔵庫の収容能力は、真猿類で1ロットあたり10頭分保管できる容量を目安とする。
- (ケ) 「検体処理場所又は検査室」：血清分離、梱包等検査材料を準備する又は検査する場所をいう。
- (コ) 「解剖場所」：サルを剖検し、検査材料を採取するための場所をいう。解剖台を設置すること。係留室の空室の確保と利用、また、他のサルが直視することなく解剖を実施できる空間があれば、係留室の一角で実施することも可とする。感染防御に配慮した給排気系を有する専用の解剖室を設置することが望ましい。
- 解剖台又は解剖場所は、汚水、血液等の液体が術者に飛散しないよう安全キャビネット、グローブボックス又は無菌箱等の物理的防護措置を有し

た設備とする。

(サ) 「受入室」及び「積替室」又は「検収室」:

① 「受入室」: サルの搬入口のある部屋。

② 「積替室」又は「検収室」: 輸送箱からサルを取り出す又は検収作業をするための部屋。

(シ) 「隔離室」: サルの伝染性疾病のまん延防止等を目的としてサルを隔離する係留室をいう。係留室の空き室を確保して利用することも可。

(ス) 「パスボックス (又はエアロック室)」: 飼料、検体等の物品を搬出入するために検疫区域と検疫付帯区域の間に設置する同時開閉防止式の箱式の設備又は部屋。殺菌灯を設置することが望ましい。

(セ) 「後室」又は「汚染廊下」: 人及びサルの動線を一方向とするため、人の退出路又はサルの搬入路として設ける部屋又は共有廊下をいう。受入室、積替室又はシャワー室に通じること。

(ソ) 「搬出室」: サルの動線を一方向とするための搬出口のある部屋をいう。清浄廊下側に設けることが望ましい。

(タ) 「搬出用積替室」: 係留室外で収容ケージから輸送箱への積込みを行う場合に設置する搬出室へ通じる部屋をいう。

(チ) 「廃棄物焼却場所」又は「廃棄物保管場所」: 感染性廃棄物処理マニュアルに従い感染性廃棄物を焼却又は一時的に保管する設備もしくは場所をいう。

(ツ) 「排水処理設備」: 検疫施設から排出される汚水を処理するための専用の設備であり、防疫要領に規定する消毒又は加熱処理による前処理が可能であること。

3 申請者の責務

(1) 関係法令に係る規制の遵守

建築基準法等の関係法令の規制に係る必要な手続きを完了するとともに、土地及び施設は所有区分の確認が行われていること。

(2) 管理運営記録の作成・保管

施設の設置に係る関係法令手続に関する書類、設備の保守点検状況及び検疫責任者、飼育担当者、獣医師の従事状況、家畜防疫官からの指示事項とこれに対する対応状況、その他施設の管理運営に関する記録を作成・保管し、家畜防疫官に常に提示できる状態にすること。

(3) 輸送

到着空港から検疫施設までサルを輸送する際には、輸送中の汚物等の飛散及びサルの逃亡を防止し、隔離状態が維持できる輸送車を使用すること。

(4) 獣医師の配置

検疫要領に従い係留中のサルの診察、診療・保健衛生指導を行い、家畜防疫官による検疫を補完する専任又は担当の獣医師を配置し、「5 担当獣医師の責務」を遵守させること。ただし継続して指定を受けない施設については、往診する獣医師をあらかじめ確保することで可とする。

(5) 検疫責任者の配置

衛生管理及び安全の保持に関する知識及び経験を有する現場の検疫責任者を配置し、「4 検疫責任者の責務」を遵守させること。申請者が検疫責任者となることもできる。

(6) 飼育担当者の配置

係留中にサルの飼養管理を行う飼育担当者を配置すること。申請者又は検疫責任者が飼育担当者となることもできる。

(7) 検疫施設の維持管理

法の趣旨、規則、検疫関係要領等の動物検疫所の通知及び指示を十分理解し、係留中のサルの飼養管理及び搬出後の消毒確認等、施設の維持管理を適正に実施すること。

(8) 検疫施設の標示

施設の出入口に表示書のほか、輸入サルの検疫施設であり、関係者以外は立入禁止である旨、かつ、検疫責任者の氏名及び緊急連絡先を標示すること。

(9) 備品の確保

検疫区域で通常使用する着衣、外装、レスピレーター等のエアロゾル感染を予防できる防護具、サルから採材するための麻酔等の採材関連用品及びエボラ・マールブルグのまん延防止に必要な消毒薬等の防疫に必要な器材を備蓄し、常に使用できる状態に維持すること。

(10) 手順書の作成と周知

検疫要領に定める手順書を検疫責任者に作成させ、当該手順書に従って係留検査を行うことを飼育担当者等の関係者に周知、遵守させること。

(11) 事故時の対応マニュアルの作成と周知

指定を受けようとする施設においては、事故（火災等の災害、電気・水道・ガス等の停止、施設内における咬傷、創傷）時の対応手順を定め、これを書面とするとともに、飼育担当者等の関係者に周知させること。

(12) 飼育担当者への研修の実施

指定を受けようとする施設においては、飼育担当者又は飼育担当者になろうとする者に対して、指定に先立って標準作業手順及び事故時の対応について研修を行うこと。研修内容は随時見直すとともに、飼育担当者を対象に業務内容の再確認を目的とした年1回以上の定期研修及び必要に応じて随時研修を実施し、実施状況を担当支所に報告すること。

(13) 動物検疫所の行う講習会の受講

指定を受けようとする施設においては、検疫責任者、担当獣医師及び飼育担当者（各々予定者を含む）に対して、指定に先立って動物検疫所の行う検疫・安全講習会を受講させること。

(14) 家畜防疫官による検査への協力

指定期間中は、抜き打ち検査を含む家畜防疫官による立入検査に協力し、求めに応じて、検疫施設又はサルの検査にかかる書面（写真、電子情報を含む）及び検査材料の速やかな提出に応じること。

4 検疫責任者の責務

(1) 関係法令に係る手続き

輸入申請に先立ちサルの輸入に係る法令に基づく必要な手続きを完了するとともに受託するサルを収容しようとする場合は、関係法令手続きについて確認すること。

(2) 家畜防疫官による検査への協力

動検施設で行う検疫に準じた体制でサルの係留検査が実施できるよう、担当獣医師とともに家畜防疫官による検査に協力すること。定期又は随時実施する立入検査に協力するとともに、求めに応じて、検疫施設及び観察記録等の係留検査に関する書面（写真、電子情報を含む）及び検査材料を直ちに提出すること。

(3) 搬入

輸送車から係留室にサルを搬入する場合、同一ロット以外のサルと接触しないよう隔離状態を保持すること。

(4) 侵入・逃亡防止及び立入制限

施設は施錠し、サルの逃亡、盗難に十分注意すること。また、検疫区域内へは、検疫・安全講習会受講者かつ係留検査計画書により届出た担当者であって当日健康な者に立入を許可すること。施設整備等の目的でこれ以外の者が不定期に立入る場合は、係留担当支所の許可及び指示を受けるとと

もに作業に当たっての留意事項を十分説明した上で、立入を許可し、記録すること。

(5) 係留動物の取扱い

ア 係留検査中は、検査を受けるサル以外の動物を検疫施設内に持ち込まないこと。

イ 係留中のサルは、係留室外、また検査区域外へ持ち出さないこと。

ウ 原則として係留室毎に同一ロットのサルのみ収容する。

エ 受入れ室、検収室、廊下等の共有空間に、ロットの異なるサルを同時に収容しないこと。

オ 係留中は検査単位毎にサルを取扱い、係留室の異なるサルが交差汚染しないように飼養管理手順を定めること。

カ サルの交差汚染の防止及び作業者の感染防止のため、手順書に次の着衣標準及び脱衣後の適切な消毒、滅菌又は焼却を規定し、作業者に手順を周知すること。

- 検査区域内は、検査区域専用着及び靴下を着用する。検査区域専用着は、検査施設以外の作業着と色で識別できることが望ましい。
- 係留室内は専用着の上に、外装として長袖の防護服、帽子又は頭巾、サージカルマスク、防護眼鏡又は防護面、二重の防水手袋、二つ目の靴下もしくはブーツカバー、及び長靴を着用する。サルを直接取扱う場合は、さらに防水エプロンを着用し、外装の手袋は肘丈のものとする。

キ 防護服等使用した着衣を再利用する場合、消毒又は高圧蒸気滅菌後に洗浄すること。

ク 係留室に入退出する際は踏込み消毒槽で長靴を消毒すること。

ケ 検査区域から退出するときはシャワーを浴びること。

コ 係留室はエアロゾルの発生を最小限に抑える方法で毎日清掃・消毒すること。

サ 後室のない検査施設において、同一の飼育担当者が、複数係留室の管理を行う場合は、各係留室専用の外装は前室で着脱し脱衣後は手指消毒すること。

シ 掃除用具、飼料、薬剤等係留室で使用するものは、係留室又は検査単位毎に専用とすること。

ス 飼育担当者は、検査中以外のサル又は検査単位の異なるサルを取り扱わないこと。検査中以外のサル又は検査単位の異なるサルの飼育担当をやむを得ず行う場合は、交差汚染の防止措置について、事前に家畜防疫官の指

示を受けること。

セ サルを取扱う時は、咬傷事故等を未然に防ぐような対策を講じた上で行うこと。

ソ 安全キャビネット等に収容しきれない大型サルを解剖する場合は、レスプレーター又は N95 マスクとフェイスガード（若しくはゴーグル）を着用し、術者の人数及び手順を補強して実施すること。

(6) 飼料、資材等の搬出入

飼料、資材等の搬出入にはパスボックスを使用すること。搬出時にはあらかじめ滅菌又は外装消毒すること。パスボックスがない場合は、搬出入口を特定し、これに代わる手段を手順書に規定すること。

(7) 材料、死体、汚物、汚水等の取扱い

ア 係留室からの搬出

死体、検査材料又はサル由来の汚物等の廃棄物を係留室から持ち出す際には、密閉容器又は二重のビニール袋で密閉し外装消毒を行うこと。

イ 検査材料及び廃棄物の保管

検査材料は、密閉した状態で標識し、検査に適した条件で「冷蔵・冷凍・常温保管場所」に保管する。廃棄物については、係留室から搬出後、速やかに滅菌若しくは焼却処分する。保管する場合は、係留室由来廃棄物である旨を標示し、処分するまで厳重に管理する。

ウ 死亡又は特定症状を呈したサルからの検査材料の送付に当たっては検疫要領に従い報告し、検査指針に従い材料を採取、輸送する。これ以外の検査材料を外部委託する場合は、検疫要領に従い検査依頼する。

エ 検疫区域外に検査材料又は廃棄物を持ち出す場合は密閉したまま外装を消毒し、申請者又は検疫責任者が選任した者が検疫施設に付帯する焼却炉に直接運搬し処分を確認するか、感染性廃棄物処理マニュアルに従い自治体若しくは自治体の許可を受けた廃棄物収集運搬又は処分業者に委託する。

オ 汚水処理

検疫施設外へ排出する汚水は、消毒又は滅菌処理を行うことが望ましい。

(8) 衛生管理

衛生害虫、鼠属等害獣の駆除を定期的に行う。また、検疫動物の搬出後に、係留室等使用した場所を清掃、消毒する。検疫責任者は、害獣の生息調査及び駆除、消毒完了及び廃棄物の適正処理を目視確認し、確認日及び確認者名を記録する。

(9) エボラ・マールブルグを疑うサル確認時の対策

エボラ・マールブルグを疑うサルを発見した場合に備え、初動防疫等の対策の構築と施設内及び外部との連絡体制を検討しておくこと。

(10) 手順書の作成と周知

上記(3)から(9)に規定した内容を網羅するよう検疫要領に規定する手順書を定め、検疫区域内に入る者に周知すること。手順書は少なくとも年1回は内容の確認を行い、改訂する場合は、係留担当支所において事前に改訂内容の確認を受けること。手順書は各作業を行う場所に具備、又は適宜、掲示することが望ましい。

(11) 作業の確認と記録の保管

手順書どおりの作業がなされたことを確認するために、作業記録及び目視で定期的に確認を行うこと。また、作業記録は5年間保管すること。

5 担当獣医師の責務

(1) 関係法令に係る手続き

輸入サルの診療（診察、検査、治療）及び保健衛生指導を行うに当たって、次の事項を含む関係法令の規制に係る必要な手続きを確認し、かつ遵守すること。

ア 輸入検疫及び感染症診断時の獣医師の届出（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号））

イ 麻薬取扱（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号））

ウ 感染性廃棄物の適正処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））

(2) 家畜防疫官による検査への協力

定期又は随時実施される家畜防疫官の立入検査に協力するとともに、求めに応じて、検査に立会うこと。

(3) 到着時検査の実施

サルが指定検査場所に到着後、検疫要領に従い速やかに到着頭数及び健康状態の確認を行い、その結果を、検疫責任者及び係留担当支所に報告すること。

(4) 係留検査の実施

係留期間中、検疫要領に従い毎日飼育担当者から報告される飼育管理日誌の記入状況を確認する他、サルの健康状態の臨床観察を行うこと。

(5) 検査材料及び死体の取扱い

ア 生きたサルで行う検査及び材料の採取は、麻酔・鎮静下で行うことを原則とし、これら作業を監督する。

イ 死亡したサルの検案を行い検疫責任者及び係留担当支所に報告すること。
死体は家畜防疫官の指示があるまで冷蔵し、家畜防疫官の指示があった場合、検査指針に従い解剖を実施し、適宜検査材料の採取を行うこと。

ウ 家畜防疫官が死体を解剖する場合は協力する。

エ 材料の送付は、輸入検疫中のサルの検査材料であることを明示した上で、検査指針の4の検査材料の輸送方法に準拠して送付する。

(6) 最終検査の実施

家畜防疫官による最終検査が省略される場合、検疫要領に従い個体毎の臨床観察を実施し、その結果を検疫責任者及び係留担当支所に報告すること。

(7) サルに特定症状が認められた場合の措置

サルに死亡又は特定症状が認められた旨の報告があった場合には、検疫要領に従い直ちに当該サルの健康状態を確認及び検案する。検疫責任者及び係留担当支所に緊急連絡し、状況を報告すること。また、必要に応じて、手順書に規定する初動防疫措置を講じること。

(8) 結核又は細菌性赤痢確認時の発生届の提出

係留中のサルに結核又は細菌性赤痢が確認された場合は、最寄りの保健所に発生届を提出する。同時に係留担当支所に発生届の写しを送付するとともに、当該サルの処置、治癒する場合には投薬と陰性確認検査予定を報告すること。